動物用医薬品評価書

ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピード)の食品健康影響評価について(案)

2007年3月

食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会

〈目次〉

																	頁
1. ジ	ノテコ	フランに	こついて						•						•	•	2
2. フ	ラッシ	ノュベイ	(ト、エ:	コスピ-	ードにつ	ついて							• •		•	•	2
3. 安	全性に	に関する	5知見等1	こついて	τ				. •				• •		•	•	2
4. 食	品健康	長影響 記	平価につい	いて					•						•	•	3
(別添)農薬	ミ・動物	別用医薬品	評価書	*(案)	ジノ	ケフ	ラン									
(審議の経緯)																	
平成 1	8年1	1月	6日						び農林だの接受	水産大	臣から食	E品健 原	表影響	評価	iに	つい	τ
平成1	8年1	1月	9日							員会(要請事項	〔説明)					
		2月2							医薬品								
平成 1 平成 1		3月2 月	9日 日			第18	3 4 回	莨品:	安全委	貝会(報告)						
1 120 .	5 +	_	月	日		国民か	いらの	意見	情報の	募集							
H18.	12. 20 寺田	雅彪直拓一敬昭 子 正子	:員〉 〈委員長) 委員長代	理)				見小長野畑本上泉尾村江間	拓 一正	(委員	長代理*)						
〈食品	安全委	員会動	物用医薬	品専門	調査会	専門委											
	井青明江大小渋上木石馬野川谷	国松宙博真泰久淳甚勝敏久 臣 雄美 五士	座長代理)		修昭美政眞正緑		三井青	森上木石馬川谷田木	· 2 国松宙博真人淳甚勝修月() 医美二五士治1 座外	€ ₽	€) 里) ・ 寺本	美奈	Z -				

ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピード)の食品健康影響評価について(案)

食品安全委員会は食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条 1 項第 8 号の規定に基づき農林水産大臣から「ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピード)」、同法第 24 条 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣から「ジノテフラン」について、意見を求められた。(平成 18 年 11 月 6 日、関係書類を接受)

1.ジノテフランについて(1)

ジノテフランはテトラヒドロフリルメチル基を有する殺虫剤で、国内では動物用医薬品としての使用はないが、2002 年 4 月に殺虫剤として農薬の登録がなされている。国外では動物用医薬品として米国で猫用にスポットオン剤が使用されており、農薬としては米国、韓国、フィリピン、タイ等で使用されている。

2.フラッシュベイト、エコスピードについて(2)

フラッシュベイト、エコスピードは同一製剤であり、製剤の内容については次の通りである。

①主剂

主剤はジノテフランである。

②効能・効果

効能・効果は畜・鶏舎内及びその周辺のハエの成虫の駆除である。

③用法·用量

用法・用量は畜・鶏舎内及びその周辺のハエの成虫の発生又は棲息する場所に、畜・鶏舎内外の床面積 100m² に対し、本剤 10g(ジノテフラン 2g)を 100-400mL の水に溶かした溶液を壁、柱に塗布する、又は壁、柱等に噴霧塗布する。なお、塗布量の目安は塗布面 1m² 当たり溶液 100mL とし、溶液が地面に滴り落ちないように気を付けて、できるだけ均一に塗布又は噴霧塗布を行う。

4その他

乳化を目的として界面活性剤が使用されているが、これらは外国政府機関、国際評価機関で評価されているもの及び洗剤として使用されているものである。その他に滑沢剤、賦形剤が使用されているが、これらは食品添加物や医薬品の添加剤として使用されている。

3.安全性に関する知見等について

ジノテフランを主剤とする製剤は、上記の通り農薬としての使用実績がある。国外では米国、韓国、フィリピン、タイ等で農薬としての使用がある他、米国では食用動物ではないが猫用の動物用医薬品としての使用がある。JECFA 等国際機関、EMEA、FDA における評価は行われていないが、EPAで 0.02~mg/kg 体重/日の cRfD が設定されており、また食品安全委員会において平成 17 年 6 月に 0.22~mg/kg 体重/日の ADI が設定されている。さらに今般、平成 18 年 9 月に農薬の適用拡大、同年 11 月に動物用医薬品としての承認申請に伴ってそれぞれ食品健康影響評価を求められたことから、別添のとおり評価を実施した。

4.食品健康影響評価について

ジノテフランの食品健康影響評価については、過去に食品安全委員会で評価されたのと同様、 ADIとして次の値を採用することが適当と考えられる。

ジノテフラン 0.22mg/kg 体重/日

暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

なお、本製剤は製剤を水に溶かした溶液を畜・鶏舎内及びその周辺の壁、柱等に塗布又は噴霧塗布して使用され、動物体に直接適用されない。また、ジノテフランは蒸気圧が<1.7×10⁻⁶ Pa(25°C)と極めて低く⁽³⁾、常温・常圧下ではほとんど揮発しないと考えられることから、これを動物が吸入し暴露することも考えにくい。動物体への暴露が想定される最悪のケースは、空間に噴霧された薬剤が動物体に暴露するものであるが、臨床用量の 5 倍量を鶏、牛に直接噴霧した場合にも、血液、鶏卵、乳のいずれからもジノテフランは検出されないことが確認されている(定量限界 0.01ppm)。

このことから、本製剤については適切に使用される限りにおいて、製剤に含有される成分が食品を 通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

<参考資料>

- (1) フラッシュベイト、エコスピード製造販売承認申請書添付資料:起源又は開発の経緯(未公表)
- (2) フラッシュベイト、エコスピード製造販売承認申請書(未公表)
- (3) EPA: Pesticide Fact Sheet, Dinotefuran, 2004.